

第75号議案

幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年12月16日

提 出 者 文京区教育委員会

教 育 長 丹羽 恵玲奈

文京区教育委員会規則第 号

幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則（平成十二年三月文京区教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「終日に及ぶ程度（日中七時間四十五分程度）」を「半日程度（日中四時間以上）」に、「午後十一時」を「午後九時」に、「午前二時」を「午前四時」に改める。

別表第二中「七、五〇〇円」を「八、〇〇〇円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和八年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前の勤務に係る教員特殊業務手当のうち施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（平成十二年教育委員会規則第十二号）新旧対照表

改正後（案）	現行
○幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則 平成十二年三月三十日 文教委規則第十二号 第一条～第四条（略） 付 則 <u>（施行期日）</u> 1 この規則は令和八年一月一日から施行する。 <u>（経過措置）</u> 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前の勤務に係る教員 特殊業務手当のうち施行日以後に支給するものについては、なお従前の 例による。 <u>別表第一（第二条関係）</u> <u>【別記1 参照】</u> <u>別表第二（第二条関係）</u> <u>【別記2 参照】</u>	○幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則 平成十二年三月三十日 文教委規則第十二号 第一条～第四条（略） <u>（新設）</u> <u>別表第一（第二条関係）</u> <u>【別記1 参照】</u> <u>別表第二（第二条関係）</u> <u>【別記2 参照】</u>

【別記1】

改正後（案）

業務に従事する日	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年三月 文京区条例第二十九号）に規定する週休日、休日及び代休日	その他の日
業務の程度	一 <u>半日程度（日中四時間以上）</u> 二（略）	一 正規の勤務時間に引き続き <u>午後九時</u> まで 二 <u>午前四時</u> から午前八時まで 三（略）

現行

業務に従事する日	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年三月 文京区条例第二十九号）に規定する週休日、休日及び代休日	その他の日
業務の程度	一 <u>終日に及ぶ程度（日中七時間四十五分程度）</u> 二（略）	一 正規の勤務時間に引き続き <u>午後十一時</u> まで 二 <u>午前二時</u> から午前八時まで 三 一又は二と同程度

【別記2】

改正後（案）

支給範囲	支給額
職員が、幼稚園又は幼稚園型認定こども園の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げる業務に従事したとき。	
一・二（略）	（略）
三 幼児の負傷、疾病等に伴う救急の業務に従事したとき。	日額 八、〇〇〇円
四 幼児に対する緊急の補導業務に従事したとき。	日額 八、〇〇〇円

現行

支給範囲	支給額
職員が、幼稚園又は幼稚園型認定こども園の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げる業務に従事したとき。	
一・二（略）	（略）
三 幼児の負傷、疾病等に伴う救急の業務に従事したとき。	日額 七、五〇〇円
四 幼児に対する緊急の補導業務に従事したとき。	日額 七、五〇〇円